

UBC情報

発行：2023年11月1日

No. 281

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

毎年10月下旬から11月上旬には税務署から年末調整関係書類が送付されます。記入間違いのないようご協力お願い致します。また、各様式は国税庁のHPにてダウンロードが可能となっていますのでご活用ください。

トピックス

先月から変わった主な税制関連・税制関連以外の制度は



先月から始まった主な制度（税制関連）

◇ インボイス制度の導入……インボイス発行事業者は買手（課税事業者に限る）の求めに応じてインボイスを交付する義務があり、買手は仕入税額控除の要件として原則、インボイスの保存等が必要となります（簡易課税制度や2割特例を適用する場合、仕入税額控除のためのインボイス保存は不要）。なお、インボイスの交付義務は「10月1日以降の取引」について生じるため、9月中の取引について10月に請求書等を交付する場合、交付義務はありません。

◇ 酒税の税率見直し……平成29年度税制改正によるビール系飲料（ビール、発泡酒、新ジャンル）の税率一本化や、醸造酒類（清酒、果実酒等）の税率一本化などに向けて、令和2年10月から段階的な見直しが実施されています。本年10月に、ビール系飲料の2回目（3回中）の見直しにより、ビールの税率は350ml当たり6.65円引下げとなり、新ジャンルは9.19円引上げとなります。また、醸造酒類は2回目（2回中）の見直しにより、清酒の引下げや果実酒の引上げが行われ、税率が一本化します。

◇ ふるさと納税の返礼品に係る基準変更……ふるさと納税の対象となる地方団体が返礼品を行う場合などのルールが改正され、寄附金の5割以下とされている「募集に要する費用」は、ワンストップ特例や寄附金受領証に関する事務など募集に付随する費用も含めて寄附金の5割以下にすることとされました。また、「食肉の熟成」及び「玄米の精白」については原材料が当該地方団体と同一の都道府県内産であるものに限られる等の見直しが行われ、返礼品の内容や寄附金額などが変わる可能性があります。



先月から変わった主な制度（税制関連以外）

◆ 令和5年度地域別最低賃金の改定……都道府県ごとの地域別最低賃金額は39円～47円の引上げが行われ、10月1日～14日までに順次発効されました。これにより改定額の全国加重平均額は1004円（前年度比43円引上げ）となります。原則として全ての労働者に適用されますので、必ず確認します。

◆ 「年収の壁」対策……配偶者（第2号被保険者）の被扶養者から外れて社会保険料の負担が発生する「年収の壁」対策として……
①従業員100人超の企業に勤務する方の「106万円（月額賃金8.8万円）の壁」については、キャリアアップ助成金を拡充し、事業主が収入を増加させる取組を行った場合に労働者1人当たり最大50万円の支援などを実施、
②①以外での「130万円の壁」については、一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能にします（連続2回まで）。

◆ ステルスマーケティング規制……事業者（広告主）による広告であることを消費者に隠して、第三者の感想等であるように誤認させる「ステルスマーケティング」は、景品表示法の不当表示になります。

◆ 消費者裁判手続特例法の改正……不当な事業者に対して、特定適格消費者団体が消費者に代わって被害の集団的な回復を求める消費者団体訴訟制度について、
*対象となる損害に一定の慰謝料を追加、
*被告に事業者以外の一定の個人を追加、
*和解の早期柔軟化、などを実施します。

高速道路利用に係るインボイス(ETCクレカ)

事業者が高速道路を利用した際、ETCクレジットカード（高速道路会社が発行するETCコーポレートカード等を除く）で精算した料金に係る仕入税額控除を受けるには原則、ウェブ上のETC利用照会サービスで「利用証明書（簡易インボイス）」をダウンロードして保存する必要があります。

なお、カード会社から受領する「クレジットカード利用明細書」は通常、インボイスには該当しませんが、高速道路の利用頻度が高いなどで全ての利用証明書の保存が困難な場合は、カード利用明細書（個々の利用内容が判明するもの）と、利用した高速道路会社等ごとに任意の一取引の利用証明書を併せて保存する対応も認められます。

平均給与は458万円で2年連続の増加

国税庁が公表した「令和4年分民間給与実態統計調査」によると、1年を通じて勤務した給与所得者数は5078万人（男性2927万人、女性2151万人、平均年齢47.0歳、平均勤続年数12.7年）で、その平均給与は前年比2.7%増の458万円（男性563万円、女性314万円）となり2年連続で増加しました。

給与階級別分布をみると、300万円超400万円以下が最も多く840万人（構成比16.5%）です。また、令和2年から給与収入850万円を超える場合の給与所得控除額は195万円の上限が適用されていますが、800万円超の給与所得者は合計で554万人（同10.9%）となっています。

協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

協会けんぽは、健康保険の被扶養者となっている方が現在も要件を満たしているかを確認するため、事業主に「被扶養者状況リスト」を10月下旬から順次送付しています。

（提出期限：12月8日）

事業主は被保険者に被扶養者の現況確認を行った結果を記入し提出します。なお、被扶養者が別居している場合や海外に在住している場合は、確認書類（別居の場合は仕送りの事実と金額、海外在住の場合は海外特例に該当することが確認できる書類）を併せて提出する必要があります。

低未利用土地等の譲渡に係る特別控除

個人が都市計画区域内にある低額な低未利用土地等（譲渡価額500万円以下。ただし、市街化区域等にあるものは800万円以下）を、利用意向がある買主に譲渡した場合は長期譲渡所得から100万円を控除する制度が適用できます。

本制度を適用する場合は、低未利用土地等に該当することや買主が土地等を利用する意向があること等について市区町村の確認を受ける必要がありますが、国交省によると令和4年中に低未利用土地等の譲渡に対して自治体が確認書を交付した件数は4842件でした。また、1件当たりの譲渡価額は平均250万円で、譲渡後の利用用途は「住宅」が62%と最も多くなっています。

新入職員紹介

名前	しづや みゆ 渋谷 実由
----	-----------------

好きな人類	UVERworld 東海オンエア
-------	---------------------

好きな芸人	かまいたち
-------	-------

ご挨拶

社会人10年目という節目になる今年、日々勉強しながらみなさまのお役にしたいと思い当事務所で勤めることになりました。知らないことばかりではありますが、少しでも多く知識を習得し経験を経てお役にたてるように成長します。笑顔と元気いっぱい頑張りますのでよろしくお願いいたします。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 281

発行：2023年
11月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝1-6-10
TEL：0836-33-6717
FAX：0836-33-6753
Mail：info@ubc-net.com
URL：http://ubc-net.com
所属：(一財)総合福祉研究会
(一社)全国地域医業研究会

介護

特別養護老人ホームの6割が赤字経営 ～老施協が「令和4年度収支状況等調査」の速報値を緊急告知しました～

公益社団法人全国老人福祉施設協議会(以下「老施協」と言います。)は10月3日に「全国老施協トップセミナー」を開催、老施協が毎年会員施設を対象に実施している「収支状況等調査」で、令和4年度のサービス活動収益対経常増減差額比率がマイナスの特養は、前年度の43.0%よりも19ポイント上昇して62.0%となったとする速報値の緊急告知を行いました。

老施協がこのタイミングで速報値を発表した背景には、令和6年度の介護報酬改定に向けて介護施設の厳しい経営状況を伝え、報酬の大幅な改善を目指す意図があることは明白ですが、財務省が本年5月29日に公表した「歴史的転機における財政」や6月30日に公表した「令和5年度予算執行調査」に対する反論という要素も含んでいると思われます。これらにおいては、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータを分析し、「介護事業者は、…、安定した収益をあげて」おり、「新型コロナの感染拡大や人件費の上昇等の影響がある中でも、一定水準の現預金・積立金等を保有して」おり、「一部の法人において、現預金・積立金等が積み上がっているにもかかわらず、職員の給与に還元されていない可能性がある」と結論付けられました。

これに対して老施協では、「安定した収益」という点について「およそ4割の特養が赤字」という目下の厳しい経営環境を強調した上で、「現預金・積立金等が積み上がっている」という点については、①負債を考慮に入っていない、②多くの法人が借り入れている『コロナ禍対応支援融資』が現預金などに含まれている、③コロナ禍や建設費の高騰により一部の法人では施設設置・整備計画をいったん止めているが、その原資も積立金などに含まれている、等の反論を直後にしました。今回の速報値の緊急告知は、現下の厳しい経営状況を、赤字の施設が62%に増加したと、直近の数値でより明確にするために行われたものと考えられます。(総合福祉研究会)

人口

日本人は1年間で80万人減少 ～外国人の増加で総人口の減少幅は縮小しました～

我が国の総人口は、平成20(2008)年の1億28百万人余、また日本人人口も同年の1億26百万人余をピークとして、減少を続けています。7月26日に総務省が公表した「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」によると、今年(令和5年)1月1日時点の総人口は1億2,541万6,877人、日本人人口は1億2,242万3,038人でした。令和4(2022)年における日本人人口の「自然増減(出生数と死亡数の差)」は過去最多の79万3,324人の減、「社会増減(外国移住と帰国の差等)」も7,199人の減で、合計80万523人減少しました。

一方外国人人口の社会増減は平成26(2014)年以降増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等で、令和2(2020)年は6万6,056人の減、令和3(2021)年は11万7,407人の減少となりました。令和4年は一転して28万1,425人の増加となったことから、総人口の増減としては、令和3年が72万6,342人の減少でしたが、令和4年では51万1,025人の減少と、その減少幅が緩和しました。

今後、日本人人口の減少が加速することは避けられない事実です。従って仮に総人口の減少を緩和するとしたら、外国人の増加に頼らない訳にはいきません。そのためには、賃金等の労働条件や労働環境その他の生活環境が、外国人にとって魅力あるものでなければなりません。日本人よりも好条件とする必要はないでしょうが、より良い生活を国籍に縛られずに享受できる社会の構築が求められると考えます。(総合福祉研究会)

社会保障

令和3年度の社会保障給付費は過去最高の138.7兆円 ～「医療」は過去最高の増額、「介護」は介護保険制度創設後初めて減少しました～

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「社会保障費用統計」によると、令和3（2021）年度の社会保障給付費（ILO基準）の総額は138兆7,433億円で、前年度と比べ6兆5,283億円、4.9%の増加と、昭和25（1950）年度の集計開始以降の最高額を更新しました。

令和3年度の社会保障給付費を「年金」、「医療」、「福祉その他」に分類して部門別にみると、年金が55兆8,151億円（総額に占める割合は40.2%）、医療が47兆4,205億円（同34.2%）、福祉その他が35兆5,076億円（同25.6%）でした。また福祉その他のうち「介護」は11兆2,117億円でした。

前年度からの増加額は、年金が1,816億円（0.3%増）、医療が4兆7,013億円（11.0%増）、福祉その他が1兆6,455億円（4.9%増）でした。医療は新型コロナのワクチン関連費用や医療保険給付の増加が主な要因です。福祉その他の増加は「子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金」の2兆9,106億円が大きく影響しました。福祉その他のうち介護は2,052億円の減額と、介護保険制度創設以来初めての減額となりました。もっとも「介護給付費等実態統計」によれば、令和2年度の介護サービス費用額が10兆7,783億円であったのに対して、令和3年度は11兆291億円と2,508億円増加しており、減額は令和2年度に交付された新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の4,153億円がなくなったことなどの影響と考えられます（図表1参照）。

政府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」では、「2025年度のプライマリーバランス（P/B）黒字化を目指していくことに全く変わりはない」と説明しています。今後コロナ関連対策の正常化は見込まれますが、「GX投資」、「防衛費倍増」、「少子化対策増加」など、歳出の増加が目白押しとなることから、従来の社会保障給付費についても、より厳しい対応が予想されます。（総合福祉研究会）

◆図表1 社会保障給付費の推移

